

2006年9月19日 医会・日医の保助看法問題等に関する活動状況の報告

医会・日医の保助看法問題等に関する活動状況の報告です。

1. 分娩第1期の看護師内診は解禁を一堀病院問題で、木下副会長(日医常任理事)は9月5日、日医で記者会見し、分娩第1期で医師の指示下であれば看護師による内診行為を認めるべきだとの日医の見解を明らかにした。(日医白くま通信)
2. 無過失補償制度の創設問題に関しては、自民党は9月7日、政務調査会に「医療紛争処理のあり方検討会」(大村秀章座長)を設置し、第1回の会合を開き、無過失補償制度の創設について、年内に結論を出すことを決めた。また、この日の会合では、医事紛争問題については、中立的な第3者機関が担う新たな仕組みづくりを視野に、日本医師会などからヒアリングを実施することとした。
3. 9月14日(木)、自民党政務調査会『医療紛争処理のあり方検討会』(大村秀章座長、丹羽雄哉会長)に、木下副会長(日医常任理事)が招かれ、『医療、特に産婦人科医療の崩壊をいかに防ぐか』と題して、講演した。
その講演のなかで
 1. 助産師の絶対的不足のために、全国に、助産師がいない診療所は、分娩を取り扱っている診療所の18.6%(249施設)もあり、そこで、年間、40,580件の分娩が行なわれている実態を説明。さらに、『平成17年、厚労省の「保助看法等のあり方に関する検討会」が設置され、その検討会での討議の末のまとめ案でも、産科における看護師の業務、特に分娩経過観察における看護師の内診を可とする保助看法見直し論と、内診を不可とする反対論、さらに慎重論が併記されたように、現在の助産師の絶対的不足の現状での現実的対応を検討している最中に、今回、保助看法違反容疑で、60名もの警察官による堀病院への家宅捜索が行なわれたことは、極めて遺憾であり、困窮している産科医療の崩壊に拍車をかけた』と、説明し、理解された。そして、この問題をテーマにして、再度、討議しようとの座長からの発言があった。
 2. 次に、産婦人科で増えている医療訴訟の約70%は、分娩周辺期の問題であり、特に、その原因が明らかでない場合が多いことから、脳性麻痺に関して、日本医師会の19年度シーリングの第一要望課題とした『分娩に関連する脳性麻痺に対する障害補償制度』の、19年度予算の中での制度化を、あらためて、要望した。
 3. 最後に、医師会で、『医療事故責任検討委員会』を立ち上げており、医療事故に対する刑事責任(業務上過失致死傷罪の適応に関して、討議していること。さらに、医療事故に対する警察の介入の弊害、医師法21条の異常死届出を警察にしている弊害を説き、新たに、臨床医師を中心とした、届出と原因究明の第3者機関の創設と、医療事故を警察へ届ける制度を、ただちには改善されない以上、刑事責任を問うかどうかの判断機関として、最高検察庁と警察庁からなる審査委員会の創設を提言してきた。